

第72回穴粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成28年11月30日（水曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 会 11月30日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 議席の一部変更 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 第 105号議案 | 穴粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 106号議案 | 穴粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| | 第 107号議案 | 穴粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| | 第 108号議案 | 穴粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 109号議案 | 穴粟市手数料条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 110号議案 | 穴粟市立幼稚園設置条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 111号議案 | 穴粟市鷹巣診療所条例の廃止について |
| 日程第 9 | 第 112号議案 | 道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について |
| 日程第 10 | 第 113号議案 | 旧慣による公有財産の使用権の廃止について |
| 日程第 11 | 第 114号議案 | 市道路線の認定及び変更について |
| 日程第 12 | 第 115号議案 | 平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第3号） |
| | 第 116号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| | 第 117号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 118号議案 | 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2 |

- 号)
- 第 119号議案 平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 120号議案 平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 121号議案 平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 122号議案 平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 123号議案 平成28年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 124号議案 平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 第 105号議案 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 第 106号議案 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 107号議案 宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 108号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 第 109号議案 宍粟市手数料条例の一部改正について
- 日程第 7 第 110号議案 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第 8 第 111号議案 宍粟市鷹巣診療所条例の廃止について
- 日程第 9 第 112号議案 道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について
- 日程第 10 第 113号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第 11 第 114号議案 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 12 第 115号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第3号)

- 第 116号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)
- 第 117号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第2号)
- 第 118号議案 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第2
号)
- 第 119号議案 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2
号)
- 第 120号議案 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第2
号)
- 第 121号議案 平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第2
号)
- 第 122号議案 平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第 123号議案 平成28年度穴粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 124号議案 平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第
1号)

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 稲 田 常 実 議員
3 番 林 克 治 議員	4 番 藤 原 正 憲 議員
5 番 飯 田 吉 則 議員	6 番 大 畑 利 明 議員
7 番 東 豊 俊 議員	8 番 福 嶋 齊 議員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議員	1 0 番 西 本 諭 議員
1 1 番 実 友 勉 議員	1 2 番 高 山 政 信 議員
1 3 番 鈴 木 浩 之 議員	1 4 番 山 下 由 美 議員
1 5 番 岡 前 治 生 議員	1 6 番 小 林 健 志 議員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議員	1 8 番 秋 田 裕 三 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	岡崎悦也君	書記	上長正典君
書記	岸元秀高君	書記	清水圭子君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	会計管理者	尾崎一郎君
一宮市民局長	榎谷米男君	波賀市民局長	松木慎二君
千種市民局長	幸福定利君	企画総務部長	中村司君
まちづくり推進部長	坂根雅彦君	市民生活部長	小田保志君
健康福祉部長	大島照雄君	産業部長	中岸芳和君
農業委員会事務局長	山石俊一君	建設部長	鎌田知昭君
教育委員会教育部長	藤原卓郎君	総合病院事務部長	花本孝君

(午前9時30分 開会)

議長(秋田裕三君) おはようございます。

第72回宍粟市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

ふるさと宍粟の山々は、秋の景色から冬の風景に変わろうとしている今日このごろ、落葉の木々は既に来春への芽を整え太陽の光をつかもうとしております。

議員各位には、公私御多忙のところ、御参集賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案は、後刻福元市長より説明があります。円滑に、かつ適切妥当な議決に達せられますよう切望するところであります。

さて、アメリカの大統領選挙をはじめ、世界各国では新しい政治、経済のうねりが発生しております。また、近年、自然災害の心配も大きなものがございます。安心・安全の確保を確固たるものにしつつ、教育の充実、医療・福祉の充実、商工業の発展・振興、インフラの整備など、問題解決にさらなる努力を傾注せねばなりません。

都市部より離れた西播磨に位置する宍粟市ではありますが、世界の流れ、日本の流れに遅れることなく、山紫水明、人情麗しいふるさと宍粟の未来をつくるべく、日々の精進を重ねたいと思うところであります。

かかる意味で、本定例会でも極めて大切な判断が求められます。議員各位並びに当局には、諸般の議事運営に御協力をお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

市長、挨拶をお願いいたします。

市長(福元晶三君) おはようございます。

第72回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席を賜り誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

今年もいよいよ残すところ1カ月余りとなりました。晩秋から初冬を迎え、日を追うごとに寒さが増す季節となってまいりました。

例年、宍粟の山々で色鮮やかな装いを見せてくれる紅葉は、昨年とは打って変わり、すばらしい景色となり、各地で催された紅葉をめぐるイベントも大変多くの方で賑わうことができました。

市内各地が紅葉の名所として新聞、テレビ等で紹介されるなど、まさに「紅葉」が宍粟市の一つのブランドとして定着しつつあることを実感する賑わいであったと思います。

特に、11月19日から5日間開催されました最上山のもみじ祭りでは、町屋や酒蔵

を歩きながら楽しむ「ハイカラ通りフェスタ」や城下町山崎商店街のグルメ食べ歩きや買い物を楽しむ「ワンコインフェスタ」など、もみじ祭りの協賛事業として取り組まれたさまざまなイベントでは、地域や商工会の方々をはじめ多くの皆さんの協力によりまして、5日間で2万人を超える観光客を迎えることができました。

こうした宍粟市ならではの特色ある、さらに誇れる地域資源を生かした取り組みが、地域の皆さんや団体にとってふるさと宍粟への愛着として根づいていくとともに、観光をはじめさまざまな分野で広がりを見せ、交流人口の増加、やがては宍粟市全体の活性化に繋がり、さらには、次の世代へと引き継がれることを強く願うところであります。

さて、10月から11月にかけて、市内7会場で宍粟創生をともに考えるタウンミーティング「森林から創まる地域創生」を開催させていただきました。

このタウンミーティングでは、地域の課題やまちづくり等について、活発な意見交換をさせていただきました。また、将来のまちづくりに向けた力強い御提案もいただくことができました。各会場でいただきました御意見や御提案は、しっかりと受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

今定例会におきましては、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正、人事院勧告を受けての国の関連法令の改正に伴う宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正、また、平成28年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算案件等、20件の議案の上程を予定しております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） ただいまから、第72回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写し

のとおりであります。

報告3、本日市長から議案20件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議席の一部変更

議長（秋田裕三君） 日程第1、議席の一部変更の件を議題とします。

議員の会派の異動により議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を議長により指名をします。

1番に岸本義明議員、3番に林 克治議員、4番に藤原正憲議員、13番に鈴木浩之議員。

お諮りします。

ただいま指定したとおり議席の一部を変更することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指定したとおり議席の一部を変更することに決しました。

直ちに議席を移動してください。

（各自指定された議席へ移動）

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（秋田裕三君） 日程第2、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

9番、榎橋美恵子議員、10番、西本 諭議員、以上、両議員にお願いをします。

日程第3 会期の決定

議長（秋田裕三君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月20日までの21日間に決定しました。

日程第4 第105号議案

議長（秋田裕三君） 日程第4、第105号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第105号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告を踏まえ、育児休業を取得できる対象条件を緩和するとともに、働きながら家族の介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、必要な規定を整備するものであります。

主な改正内容としましては、育児休業の対象とできる要件として「特別養子縁組みを途中であって現に監護を行う子」などを追加し、介護休業では、公務に支障のない範囲で介護を行う職員の超過勤務を免除すること、介護休業6カ月間について分割取得を可能とすること、介護休業とは別に介護のための所定労働時間短縮措置を可能とするものであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第105号議案は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第5 第106号議案～第108号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第106号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第108号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第106号議案から第108号議案まで、一括して提案理由を申し上げます。

3議案とも、平成28年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては、国の制度に準拠するという基本的な考え方から、給料表の改定及び期末・勤勉手当の引き上げ改定に必要な条例を整備するものであります。

最初に、第108号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、大きくは3点の改正となります。

1点目に、給料表につきまして、若年層に重点を置き、平成28年4月に遡及して平均0.2%引き上げます。

2点目に、12月支給の勤勉手当につきまして、一般職は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げるとともに、次年度以降は勤勉手当の引き上げ分を6月支給分と案分し配分します。

3点目に、扶養手当につきまして、共働き世帯の増加や子に要する経費の実情を鑑み、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額し、子に係る手当額については引き上げを行います。なお、改正に当たっては、経過措置として、平成29年度と平成30年度に段階的に見直しを行います。

続いて、第107号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、期末手当の支給割合を一般職の給与条例の改正にあわせて改正してきた経緯を踏まえ、職員と同様に、12月支給において0.1月引き上げ、次年度以降は6月支給分と案分し配分するものであります。

また、第106号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましても、常勤の特別職と同様の改正などを行うものであります。

以上、3議案につきまして、一括して御説明申し上げましたが、諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。職員の場合は人事院勧告に基づいて改正されるというのが一応ルールになっておりますので、いいとは思いますが、ただ、この間、ずっと私も議員をさせていただいておまして、この時期にこういうふうな議案が出てくることが多いんですけども、議員であるとか市長等の期末手当を職員の人事院勧告の支給率に合わせて改正するというのが、先ほど言われたように慣例になって長いこと続いてきております。しかし、よく考えてみますと、市長が自ら値上げを提案する、議員も自らの値上げを審議して、それを判断する。そういうふうなある意味お手盛りというふうな批判を受けないために、市長なり私なりの議員報酬については報酬審議会というのが設けられておるわけですね。それで考えた

場合に、期末手当が上がるということは年間の総支給額が上がるということであり
ますから、そういう意味から考えますと、いつまでも職員と同じというふうな考
え方ではなしに、やっぱりこういう期末手当の支給率が上がるということは、報酬
なり市長等の給与が上がるということですから、一応は報酬審議会の意見を聞いて、
市民感情と比較して今上げるべきなのか、下げるべきなのか、それとも据え置くべ
きなのか、やっぱりそういうことを聞くことによって、一つの行政改革の方策にも
なるんじゃないかなと私はかねてからずっと思っているんですけども、そういう考
えはありませんか。

それと、もう1点、今回先ほどもありましたように扶養手当が大きく変更されま
す。この中には子どもが2人以上おれば、増額になるというふうないい面があるわ
けでありますけれども、宍粟市の職員の実態として、夫婦2人だけで子どもがいら
っしゃらないところにとっては大きなマイナス、夫婦と子どもが1人の家庭にとっ
ては減額というふうなケースが生じてくるわけですけれども、宍粟市の職員全体とし
て見た場合に、それは増減で見ると、独身の方なんかは関係なく現状維持というふ
うなことになると思いますし、扶養手当に関して、また詳しい資料を委員会にでも
出していただけるとありがたいんですけども、ざっと見た場合、上がる方が多いの
か、下がる方が多いのか、現状維持の方が多いのか、そういう大ざっぱなことこ
この本会議では答弁していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 人事院勧告の件につきまして2点お伺いですので、
私のほうから答弁させていただきます。

特別職あるいは議員さんの報酬額につきましては、改正するに当たっては特別職
報酬審議会等に諮りまして御意見を聞くということになっております。この部分に
つきまして、期末手当についてはどうかということなんですけれども、昨年度、教育
委員会制度が改正になっておりまして、その部分について教育長の職務等の変更の
内容も変わっておりますので、報酬審議会を開催をさせていただきました。報酬と
給料の額を上げるという部分ではなく、現状維持でいかがでしょうかというような
諮問をさせていただいて審議をいただいております。この部分につきまして、審議
会におきましても、やはり年収額という部分も気にされておりました、期末手当も
含めて年収の額の比較表も提示させていただいて、御意見をいただいております。
その部分について、現状の報酬額及び給料額で妥当であるとの御意見をいただい
ておるところでございます。

それと、期末手当につきましては、やはり他市町の状況も見まして、概ねこの近隣につきましては同じような改定の方法をされているというところでもございます。

あと、2点目の扶養手当につきましては、やはり扶養人数、大体扶養手当を申請しておるのは概ね215名あたりになると考えております。この部分の見直しを当てはめた場合、これ激変緩和で平成29年と平成30年における増額、減額となります。この部分について影響がある部分につきましては、やはり若干増額者のほうが多くなってくると考えております。概ね増額が約129名から130名あたりになってくるのではないかと考えております。この増額につきましては、金額にいたしますと、現在の10月1日現在の時点では、概ね26万円相当が増額になってくるということでございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 議員と市長等の期末手当の関係なんですけども、従来から、先ほど言いましたように、職員の支給率に連動するということが当然指示されてきておるんですけども、これほど財政が厳しいという中で、やはりいつも言われることなんですけども、議員なり提案する市長なりが、今、いわゆる民間で言えばボーナスに当たるわけですから、それを上げるということが市民感情から見てどうなのか、それを判断するのが私は報酬審議会ではないかと思うので、他の市町はどうであれ、やっぱり宍粟市の独自の方策として、こういう期末手当についても報酬審議会の判断をあおぐ、要は市民の意見を聞くということになるわけですから、そういうふうなこともやっぱり取り入れる時期に来ているんじゃないかなと思うんですけど、市長、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 前回というんですか、第68回の定例議会等々でも御質問いただいて、そのときにもお答えをしたと思うんですが、当然条例でありますので、その都度その都度の世情とか社会情勢等を踏まえながら独自の判断をしていくと、これはもう当然のことだろうと、このように思います。

先ほど総務部長が答弁申し上げたとおり、去年の報酬審議会等でも報酬のあり方、あるいは報酬についてもいろいろ御議論いただきました。その中でも私が聞いておりますのは、特に期末手当については、そのときの状況に応じて決定していただいてもいいんじゃないかと。したがって、社会情勢とかいろいろな状況と、このように判断しておるところであります。

そういった中で、今回私自身も今日の市民感情、さらにまた社会情勢、あるいは経済の活力、含めまして、また合わせもって私たちは責任を持って長く継続的に市を運営していくという、こういう観点の中で今回、適切な判断をするということの中で条例を改正させていただくと、こういうことで今回提案をさせていただいておると、このように理解をいただきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 続いて、6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私も第106号、第107号について質疑をさせていただこうと思います。議員の報酬と、それから特別職の職員の常勤のものに係るということでございます。

先ほどの岡前議員と重複する質疑ですので避けたいというふうに思うんですが、今答弁を伺っておりますと、前回第68回の副市長の答弁とも同じなんですね。期末手当については、そのときの状況に応じて決定してもよいという意見もあるというお話でございますけど、やはり私は自分たちの報酬も含めて、今日の状況、言わずともわかっておられると思うんですが、やはり報酬審議会という民意反映の場がしっかりあるわけですから、そういうものをしっかり実行していくというか、審議会にかけて民意に基づいて提案してくるということが当然だというふうに考えているわけですが、これは期末手当はなぜそのときの状況に応じてでないのだめだという解釈なのか、その辺がちょっと理解ができないので、もう一度説明ください。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 特別職報酬審議会の条例の中で、議員報酬の額及び特別職の給料の額の改定の際に意見を伺うようなことになっております、現在のところ。そういう部分もありまして、期末手当の基礎額としては、あくまでも議員報酬あるいは給料月額がもとになっておるところでございます。それと、これまで国のほうでも、そういう部分で改定をされてきたという慣例の部分もございまして、ほかの他市町との部分も含めて比較は資料としては提出させていただきまして、比較検討はさせていただいております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 市長は先ほども言われたように、第68回の際に、はっきり報酬審議会を踏まえながら期末手当の改定も十分検討の上に検討していきたいというふうにおっしゃっているわけですね。そういうふうに答弁されたことと、先ほど言われた教育長の問題、制度が変わるときに、委員からそういう意見をもらったと

いうことはちょっと次元が違うと思うんですよ。第68回で答弁されたほうが新しい話なんで、なぜその後に報酬審議会の意見を踏まえた提案がされてないのか、そこをちょっと聞きたいんです。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 報酬につきましては、総務部長も言いましたように、まずは一番最初に、平成17年度の審議会のときに期末手当の率はどうなのかという質問も出ております。そのときにも経済状況の変更によりまして、毎年毎年人事院で変更がありますと。その率を適用することが望ましいと考えておりますということで、まずは理解を得たのが平成17年。さらに平成21年の減額するときにもそういう意見がございまして、同じような説明をして、そのことが望ましいのではないかなということで、諮らなかつたんじゃないしに、諮った中で意見をお聞きしたということが第68回の定例会で市長が答弁申し上げました報酬審議会等を踏まえながらと、そういう経過を確認しながら、今後どうあるべきかということで決定したわけでございます。

ただ、先ほど岡前議員からもございましたように、今後どうすることがよいのかということにつきましては、平成29年度に2年ごとの見直しの審議会を開く予定をしております。今までは説明の中でそういった期末手当の率も審議いただいておったわけですが、今回、今後につきましては明確にその期末手当の率も含めて諮問をして、審議をいただくという方向で臨みたいということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それが入勤というのは毎年されるわけですね。ですから、何年に1回とかいう場合に諮問するというんじゃないくて、やはり毎回行ふべきだというふうに思っているんですよ。ほかの問題、全て最近は民意を反映しなければだめですよ、事務事業全般にね。そういう中で、なぜこの問題だけが民意を聞かずに上程されてくるのかというところが理解できないということを申し上げているわけですね。

人事院勧告なんかについても、夏ごろには勧告がされて、その状況が把握できるわけですから、それから上程までの間に十分民意を聞くことは可能だと思うんですね。そのあたりの考え方が少しまだ私たちが質疑している意味と、ちょっとかみ合っていないんじゃないかなというふうに思うんです。

特に、やっぱり今の宍粟市の人口減少対策を打たなければならない時期、それが

ら財政状況、そういうものを考えたときには、本当にこういうことはシビアに取り扱っていかねばいけないんじゃないかなと。やっぱり民意の意見をしっかり受けた中で提案してくるということをやることのほうが私はベターなやり方だというふうに思いますので、もう一度この状況に応じて決定してよいということはまだ踏襲されようとするのか、全くその辺も含めて変えようとしているのか、もう一度ちょっと答弁をお願いしたいと思うんですが。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 先ほど民意の反映は市長も申し上げましたように、平成29年度の審議会ですでに諮ります。その中で毎年するのか、それとも2年に一回でいいのかということもしっかりと民意を聞きながら決定をしていきたいという意味でございます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第106号議案から第108号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第6 第109号議案

議長（秋田裕三君） 日程第6、第109号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第109号議案、宍粟市手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容は、大きく2点ございます。

1点目は、評価証明書等の手数料体系の見直しであり、現行、土地は5筆までを300円、家屋は1棟を300円としておりますが、手数料の金額及び体系の適正化並びに明瞭化といった観点から、資産数を単位とするものではなく、交付する証明書を単位とする金額設定に改め、1通を300円にしようとするものであります。

2点目は、現行、手数料をいただいております罹災証明書等につきまして、これまでは災害の状況に応じて減免の判断を行ってまいりましたが、ゲリラ豪雨などによる局地的災害は、いつ発生してもおかしくないという近年の状況を踏まえまして、また被災者支援の観点からも、一律に無料にしようとするものであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第109号議案は、民生生活常任委員会に付託します。

日程第7 第110号議案

議長(秋田裕三君) 日程第7、第110号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第110号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年8月に策定した宍粟市幼保一元化推進計画に基づき、一宮北中学校区においても意見交換を重ねていただいております。平成28年2月25日の地域の委員会において、幼保一元化の実施を地域として決定いただき、同年7月12日、保護者や地域住民の代表者、関係者による地区協議会を設置し、平成31年4月、一宮北地区における認定こども園の開設を目指して、現在、協議を進めていただいております。

保護者や地域の皆さんには、就学前の全ての子どもたちの教育・保育環境の充実を第一義に考えていただき、幼保一元化の実施を決定いただいたところでありますが、当該施設が整備できるまでの間、三方幼稚園において3歳児教育を実施するための改正であります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。今回の改正も波賀幼稚園に続いてただし書きを増やして3歳児保育の対象施設を記入するというふうなことの改正になるわけですが、本来の条例というもののあり方を考えた場合、果たしてそれって正しいの

かなというふうに思うんですよね。本来、条例というのは、もう御存じのように、市民全体に公平なサービスを提供したりとか、負担をお願いするものであります。ですから条例の中にただし書きがあって、ただし、このことについては除外しますよ、この地域についてはこのサービスを除外しますよというのは、本来公平性を求めるべき市民全体に全てのサービスを提供すべき条例としては、あまり適切ではない条例であるというふうに私は思っております。

それで、今回、波賀がこういうふうなただし書きに書かれたから、次、三方のほうでというふうなことになる、こういうふうな手法をとらざるを得ないわけでありましてけれども、これが次々と増えてきて、しまいにはそのただし書きのほうの幼稚園数のほうが増えて、そして本文のほうが形骸化してくるみたいなことが想像されるわけですね。今から先のことを考えても、恐らくこれから先というふうな意味で予想はできませんけれども、教育委員会が認定こども園にこだわっている以上はそういうふうな事態が続くことが予想されます。

しかし、もう一度改めて国がつくった子ども・子育て支援計画というのを振り返ってみますと、内閣府でさえ、そのQ & Aの中で幼稚園の利用を希望する場合も保育の必要性の認定を受ける必要がありますかという質問に対して、幼稚園は満3歳以上の子どもは誰でも利用できますというふうに明確に回答しているんですね。

それと、もう一つは、現在2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり3年保育を実施する必要がありますかという問いに対しては、公立幼稚園については、新制度に基づく確認対象施設とみなされているため、特段の対応をしなくても新制度の対象施設となりますというふうに明確に3歳児の受け入れが当然だというふうなうたっているわけですよ。

ただし、新制度移行に伴い3歳保育を実施する義務が生じるものではありません。ただし、市町村事業計画の策定に当たり見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、私立幼稚園や認定こども園を含めた供給量が不足している場合には、私立幼稚園などによる対応も含め、その方策を市町村として定めていただく必要がありますというふうに、1号認定を受けた3歳児は、きちっと希望があれば幼稚園で3歳児教育を受ける権利があるというふうなことが明確になっているわけですね。それで、今言いました市がつくった子ども・子育て支援計画事業、これの中に3歳児教育ニーズ1号の量の見込みに対する確保の内容及び実施時期ということで、平成27年度が量の見込み65人に対して10人、これは千種の認定こども園のことですね。平成28年度も同じように63人に対して10人でまだ53人足りない。平成28年度も波賀

は増えていますがけれども、平成29年度については一宮北のほうで増えるということなんですけども、でも、宍粟市が独自につくった計画でも62人は希望者があるというふうにしておきながら、それに対して応えられてないというのが現状なんですよね。ですから、このようにただし書きで例外、要するに教育委員会の認定こども園との話し合いが前向きにできているところについては3歳児教育を受け入れていきますよというやり方自体がそもそも大きな問題を抱えているから、こんなことをしなければならぬことになっているのであって、そういうところの矛盾というのを感じられませんか、市長でも教育長でもお答えいただいたらいいと思うんですが。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。
教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 法制上のこともありますので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

本市での3歳児教育につきましては、これまでも何回もお答えしておりますように、幼保一元化の中で進めていきたいということには変わりはありません。そのような中で、波賀中学校区と一宮北中学校区では幼保一元化の推進につきましては、地域の方向性が決まったということで、施設が整備されるまでの間、限定的に幼稚園で3歳児教育を実施しようとするものであります。そのことを3月議会で継続の不安があるということから、議案化されたというふうに認識しております。

教育委員会としましても、一日も早くこども園を整備し、子育てしやすい環境を整えたいと考えておりますので、努力していきたいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） それやったら全然回答にならんですけども、要は、やっぱり教育委員会が認定こども園にこだわるということになってるから、こんなことが起こっているんですよ。だから、本来、国がつくった子ども・子育て支援制度にのっとれば、以前から言われるように、3歳で1号認定を受けた人は、幼稚園で3歳児教育が受けられる体制をつくるのが教育委員会の仕事であって、認定こども園を引き替えに、そこはオーケーしてくれたら認めましょうという問題じゃないということをお私にはきちっとわかってもらいたいわけですよ。

実際に、平成28年度の各幼稚園に入っている人数と、保育所に入っている人数を比べても、山崎の中心部、山崎幼稚園とか城下、河東とか神野、ずっとありますけども、神戸幼稚園にしても、三方幼稚園はまとまってこの人数になってはいますが、まだまだ希望があるわけですよ。にもかかわらず、一方的に幼稚園を廃止し

て社会福祉法人に運営させようということ自体、本来教育委員会がすることじゃないでしょう。教育委員会としては国の子ども・子育て支援事業、そして市がつくった子ども・子育て支援計画に基づいて1号認定を希望された3歳児については、3歳児教育を幼稚園で受けていただく、そういうふうな方策をとるのが教育委員会の仕事じゃないんですか。私は、こういうやり方で、どんどん例外規定を増やしていったってやっていくというやり方自体は教育委員会はとるべきじゃないと思いますよ。どうですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） これまでも何回も申し上げておりますとおり、市の方針としてこのこども園を進めていくということを取り組みまして、いち早く3歳児の教育を進めていきたいということでこども園を進めていこうとしたわけですが、御存じのように進行が遅れているという状況は、これまでも説明したとおりですが、今後もやっぱりこども園を中心に3歳児教育を進めていきたいというふうに思っております。

これからにつきましても、遅れているわけですが、丁寧な説明をしながら、市民の皆さんの理解を得ながら取り組みを進めていきたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 国でさえ、内閣府の子ども・子育て支援事業を対応してあるところが、幼稚園は満3歳児以上の子どもは誰でも利用できますというふうに国民に対して説明しているわけですよ。それを市の都合で宍粟市全体を認定こども園にするんだというふうなことで押し通すということは本来間違っているんですよ。だから、3歳以上の1号認定を希望する人については、幼稚園での3歳児も受け入れつつ、教育委員会としてこども園を進めたいという気持ちがあるのであれば、市民理解を得られるようにされるべきであって、こういうふうに市の方針をある程度理解してくれたところについては、3歳児教育を認めましょうというやり方自体が間違っているんだという認識を持ってくださいよ。国の方針に照らしてもおかしいじゃないですか。宍粟市がつくっている子育て支援事業計画に照らしても、今言ったように、それだけの人数があるのに対応ができてないということがあるということ自体おかしいじゃないですか。認定こども園ができないと3歳児教育は受けられませんよという教育委員会の方針がおかしいんですよ。

教育委員会は、宍粟市全ての子どもや保護者に対して同じ条件で教育を提供しな

ければならないわけでしょう。一部の地域だけ3歳児教育が受けれるという事態を解消しなければならないのが教育委員会の責任でしょう。こども園のことで満3歳児の1号認定の子どものことは別枠で考えなさいよ。少なくともそれができなければ教育委員会じゃないですよ。違いますか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） これまで何回も御説明しておりますように、3歳児教育は義務ではないという部分もありますが、できるだけ早く3歳の市内の子どもたちを保育・教育できるような環境を整えたいということで進めております。この12月からは社会福祉法人の募集もかけて市内一斉に取り組みが進められるような方向も打ち出しておりますので、今後も今御指摘いただきましたように、3歳児教育につきまして市民の皆様ご理解を得られるように説明をしまして進めていきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 続いて、13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 13番、鈴木です。重なる部分もあるかと思うんで簡略化していきますが、まず、三方幼稚園での3歳児教育を条例にうたっていただくことは、これまでの要綱では不安定だという議会、市民の主張をある程度理解いただいたということで、その結果としては評価をしています。

ただ、幼稚園の統合に伴い、下三方と繁盛の廃止条例をするのが適当ではないかというのが私の見解なんで、そのあたりの当局の見解を伺います。

もう1点は、通園区に関する規則がいろいろ学校側と規模適正化で一緒になったりとか、廃止になったりということとか、あと、幼稚園のほうも波賀のほうでは野尻幼稚園が廃止になったりということで、いろいろ通園区の関係も大分変わっているんですけども、例規を見ると、まだ通園区に関する規定が改正されてない、そのまま残っているような感じが見受けられます。今回、改正しようとしている幼稚園の設置条例と学校の設置条例等もあわせて整合性をとっていく必要があるんじゃないかということ、その点についての見解を伺います。

以上、2点です。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 閉園等の事務的な面がありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

下三方幼稚園と繁盛幼稚園は、統合ではなく区域外就園で三方幼稚園に平成28年4月1日より就園しております。そのため現在は休園という状態になっております

が、今後、教育委員会で地域の動向等を踏まえながら、閉園も含めて検討していきたいと考えております。

また、通園区域の変更も必要ではないかということですが、先ほども言いましたように、まだ休園の状態ですので現在も同様の園区としております。今後、閉園とともにその園区についても変更していくべきとは考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） これ基本同じような方向性で進んでいるのは波賀地区があるんですけども、教育委員会の園児の募集に関しても幼保一元化のある程度方向性が出たところなので3歳児教育をやっていますという文言、これは非常に市民に混乱を招いてはいるんですけども、それと比較すると、波賀のほうは野尻幼稚園が廃止になって、完全に統合になっているというふうに思います。それが本来の姿であると思います。区域外通園というような制度を施設が整備されるまでの間、続けるという、その根拠は何なんでしょうかね。その点、もう一度伺います。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） あくまでも区域外就園は保護者の意向というところもあります。教育委員会としては、区域外就園を進めておるわけではありませんので、三方幼稚園に来ていただくということは保護者の考え方であると思います。それが施設整備と関係しているとは教育委員会としては考えておりません。

議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 区域外就園を保護者が希望するというのはちょっとおかしい話で、そんなことはあまり市民が考えるべきことではないと思うんで、別にそれが廃止になって統合になったことと何ら実質的には変わらないわけなんで、そこはちょっと説明がおかしいと思います。それは、希望したらそうなるということとはちょっと話が違うと思いますし、あと、私が聞いているのは、波賀との流れとの違いですね。波賀は野尻を廃止して完全に波賀幼稚園に統合になっていると思います。条例上というか、法制上も。ただ、それがなぜ違うのかというところです。同じような方向性だというふうにずっと教育委員会は言っておきながら、それによって3歳児をするんだということやずっと言っておきながら、なぜそこが違うんですかと言っているんです。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 野尻幼稚園の廃園の経緯としましても、1年

間の地域の動向を見たという期間がありました。年度途中には行政財産の使用許可というような経過もありましたが、最終的には地元の活用の意向がある、また就園の状況ということから鑑みまして、今後廃園をすべきだということを教育委員会が決定して閉園となりました。下三方、繁盛につきましても同じような考え方で検討を進めていきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第110号議案は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第8 第111号議案

議長（秋田裕三君） 日程第8、第111号議案、宍粟市鷹巣診療所条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第111号議案、宍粟市鷹巣診療所条例を廃止する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

鷹巣診療所は、昭和39年6月20日に開設し、鷹巣自治会の皆さんを対象として医療の機会均等を図る目的で診療を行ってまいりました。診療に当たっては、千種診療所の医師と看護師が出向き、服薬指導等を行い、医療相談を受けていましたが、平成26年5月からは受診者がいない状況が続いています。

また、平成27年11月からは公共交通バス鷹巣線の運行を開始しており、千種診療所までの交通手段としても利用していただいております。加えて、施設の老朽化の状況等も踏まえ、市として、平成29年3月31日をもって診療所の廃止はやむを得ないと判断し、このたび宍粟市鷹巣診療所条例を廃止するものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。鷹巣診療所条例の廃止について質疑をしたいと思っております。

事前通告をしているわけですが、若干この議案と関連があるのかなという逆に質問を受けたわけですが、私は関連を持ってちょっと質問をしたいと思うんですが、

今も市長は鷹巣診療所の対象について、鷹巣自治会の住民の医療というふうな形で廃止の提案がございましたけども、この条例を見る限り、宍粟市鷹巣診療所条例には僻地における住民の医療の機会均等を図るために、宍粟市鷹巣診療所を置くという設置目的が書いてございまして、鷹巣の自治会の皆さんを対象にするということはどこにも書いてないわけですね。ですから、私はこの僻地について、旧の千種町の段階からいえば鷹巣が対象だったかもわかりませんが、合併になった段階でその対象というのは、市内一円の僻地地域が該当するんじゃないかなというふうに思うわけですね。ですから、ここの認識ですね、千種町域で完結させる問題なのか、あるいは市全体を対象として僻地医療を考える問題なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 今おっしゃいましたとおり、限られた僻地ですとか、無医地区とか、そういったところだけに限らないで宍粟市全体についての考え方ということで答弁を述べさせていただきたいと思います。

今般、後期高齢者の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムの構築が急がれることとなっております。可能な限り住みなれた地域で生活を継続できるよう、医療と介護の連携を推進しながら体制を整備する必要があります。

特に、医療の分野では医師確保が大きな課題となっていることは、御承知いただいているところであります。

在宅医療の提供体制につきましては、宍粟総合病院を核としまして、医師会の先生方の御理解・御協力を得ながら、日常生活圏域で整備をしていく必要があると考えております。引き続き医療確保の努力をしつつ、外来診療に加え、訪問看護や通所リハビリテーションと介護事業との連携も視野に入れ、宍粟市における地域医療のあり方について現在検討を行っているところであります。

以上です。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 私の質疑とちょっと違うんですけども、対象は千種町域というか、鷹巣だけで完結される鷹巣診療所条例なのか、あるいは市全体を対象にしたものかということをお伺いしているんですが、後者という答弁でよろしいんですか。ちょっとカウントしない質問ということで聞きたいんですけども。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） ちょっと私も理解が十分できておりませんでした。

鷹巣診療所が鷹巣地域だけじゃなく、旧千種町全体の医療機関としてということですか。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） はい、ちょっとカウントに入れなくてほしいんですが、このそちらの廃止される提案理由の説明では、鷹巣の自治会を対象にしてこれまでやってきて、非常に利用がなくなったというようなことをおっしゃいました。そういうことを根拠に今回廃止をしたい、いわゆる目的が終わったというような説明での廃止の提案だったと思うんですが、条例上は鷹巣を対象にした診療所であるということとは書かれてないわけですね。ですから、私は僻地における住民の医療の機会均等を図るという設置目的が書いてありますので、この僻地における住民というのはどこを指すのかと、市全体の僻地の住民ということを目指しているのかどうかということをお伺いしたわけですね。それに対してのお答えだったのかなというのがちょっと今わからなかったのでお尋ねしているんです。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 鷹巣診療所につきましては僻地という言葉は使っておりますけれども、概ね地区の方を指していると思います。ただ、鷹巣地区以外の方の診療をお断りするということもありませんので、周辺も含めて僻地というところの方々が利用されるべきだったと考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） そしたら対象は鷹巣だけというふうには考えていないと。ただ、利用がなかったというようなお話でございますけど、やはり廃止に向けてのそちら側が説明をしてこられているプロセスからいうと、鷹巣の住民の利用だけに焦点が当たっている、あるいは鷹巣が僻地であるかどうかということで公共交通整備が進んだことみたいなことも、あくまでも鷹巣を対象にした検討がされているんですね。ですから、先ほど部長も答弁された宍粟での今後の地域包括ケアシステムを含めた僻地なり無医地域の医療のあり方を十分考えていかなあかんというような枠組みで今回の条例がどのように検討されてきたのかということをお伺いしたいんです。あくまでももう鷹巣だけに絞って議論されてきたような気がするんですけど、実際にはもっと全体を見渡した上で判断していかなければいけないというような答弁だったと思うので、その辺、もしそうであるなら、本当に廃止でいいのかどうか、そういうことも含めて議論する必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 確かに建設地は鷹巣にありまして、一番近くの方々は鷹巣の地区の方々ですけれども、利用するにはその周辺の方も利用できたと思います。しかしながら、利用実績がないということもありまして、最終的に鷹巣の方々が最後まで利用されたということで、その現実に沿って判断をさせていただきました。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 僻地診療所の定義でございますが、あくまでも交通の便、人口の状況、高齢化等、その地域に特化した診療所という判断で検討しておりますし、また、その僻地診療所の存在自体がその地域を限定した診療所という理解をしております。したがって、ほかの例えば波賀の僻地の方も使われるという意味での診療所ではないという理解でこれまでも検討いたしますし、今回の利用で廃止する原因もそこがございます。そういう理解をお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ちょっと先ほどの部長のと違うんですけども、今、副市長が言われた、あくまでもこれは鷹巣という地域、そこを僻地というふうに限定して考えた診療所だということですね。

ところが、条例にはそういうことは読み取れないんです。僻地における住民の医療というふうに書いてありますので、たまたまその場所が鷹巣に診療所があるだけであって、市内全体の僻地における住民という定義でございますから、それはまた若干変わってくると思うんですね。その辺が全くその合併前の千種町のエリアの考え方をそのまま引きずっておられるというふうに思うんですね。ですから、そこだけで今回廃止、存続云々の判断をしていいのかということをお聞きしているわけですね。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 鷹巣地域の辺地地域の診療所ということで理解もしていただいたらよろしいし、検討もそうすべきであるというふうに思っています。

議長（秋田裕三君） 続いて、13番、鈴木浩之議員の質疑を行います。

13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 論点というか、大畑議員とそんなに変わらないんですけども、全体像の中での位置づけをちょっとお伺いしたいんです。

西播磨圏域の地域医療構想、県の地域医療構想というのが発表されたわけですが、

市長はその内容についてある程度理解いただいていると思いますが、それを受けて全体をどう再編しようとしているのか。だから、鷹巣は現在その役割を終えているし、廃止なんだという、その全体像からの廃止の根拠というか、背景を知りたいというのが1点目。

あとは、1点目というか、同じなんですけども、宍粟市の地域医療に対して鷹巣診療所が果たす役割は、もう実際ないのかということですね。同様の山間地だったり、過疎地域であったりとか、僻地と言われるところの医療をどのようにしていこうとしているのか、その全体像のプロセスの中で、現時点では鷹巣は廃止という道筋が見えていない限り、この個別案件の可否を問われてもちょっとしんどいんで、そのあたりちょっとお伺いしたいんですけども。

以上、2点です。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 西播磨圏域の地域医療構想では、病床期の分化ですとか、連携の推進とか、そういったことが織り込まれております。そうした中で、地域医療の中核となります宍粟市総合病院、ここを核として、先ほども申しましたように、医師会の先生方と協力しながら、宍粟市全体のことを考えていっているところであります。それで、地域包括ケアシステム、その体制を整備する上で、それらの医療機関と介護の施設、そういった後方の機関とも連携しながら、地域全体で住み続けることができる地域をつくるというふうに考えていっております。その一つの基盤としまして、日常生活圏域という考え方を持っております。その中で一次医療を行っていくと、二次医療については総合病院、そういった考え方であります。

議長（秋田裕三君） 鈴木議員、よろしいか。

13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 質疑に対するお答えになっていない部分があるんですけども、そこは議長采配していただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 申しわけありませんでした。一次医療の中で考えるに、今、千種診療所がございます。千種診療所も圏域をカバーしているわけですが、その先生が鷹巣診療所へ行って半日診療するということになりますと、千種診療所があいてしまうわけです。そういったことがありますので、今回、千種診療所をその間も開院して地域の方々の診察を行うということで確保するほうが、地域にとっても有効なんではないかなというように思います。

議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 今ので私の質疑に対するお答えでいいんでしょうかね。そういう認識でこちらは捉えていいですか。申しわけないですが、全くお答えいただいているような感じはしないんですけど、こちらの理解不足でしょうか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 地域医療包括の関係の大きな分野からの御質問でございますので。

まず、医師の確保の問題が一番大きな問題でございます。その中で、国の方針からいいまして、施設から在宅へ、また、地域での訪問介護等、ずっと大きな枠組みがございまして、その中での診療所、病院については基幹は総合病院、そして中学校単位での医師は極力確保に努めたいということで、開業医も含めた整理をしておると。そういった中で、公共交通の発展とか、いろいろな社会情勢の変化に伴いまして、診療所のあり方を検討したところ、鷹巣の僻地の診療所については、地域の方々の利用状況、そういったところで廃止もやむを得ないという判断に至ったということで、大きな考えの中ではそういったシステムの中での診療所の位置づけということで、理解をお願いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） もうこれ民生の委員会の案件なんで、その委員会の中で質疑しますが、結局、廃止の根拠が全くぶれているんですよ。最初は、利用がなくなったということと、公共交通で僻地の指定が解除されるということも含めての廃止ということだったんですけど、結局よくよく聞いたら、医師の確保というか、医師がそっちにとられることがという話にすりかわっているんですよ。一体、何が廃止の理由なのかというのをもっと明確にさせていただかないといけないと思いますし、医療構想みたいな、宍粟市の地域医療をどうしていくかというところの全体像は、今まで一切出てきていないんで、そのあたりを明らかにした上での鷹巣診療所の機能はこうだということとか、その機能はほかに担うから、ここは廃止しても大丈夫なんだというようなことを見せていただかないと、この一つの案件がどうかという話は全く判断がつかかぬますので、そのあたり委員会の中でしっかり説明してください。答弁は結構です。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

午前10時55分まで。

午前 10 時 45 分休憩

午前 10 時 55 分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議題となっております第111号議案は、民生生活常任委員会に付託します。

日程第9 第112号議案

議長（秋田裕三君） 日程第9、第112号議案、道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第112号議案、道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

道の駅「ちくさ」に係る平成29年2月1日以降の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

本施設につきましては、平成18年度から道の駅「ちくさ」管理協会にて運営を行っていましたが、経営状況の悪化により指定管理を取り消すこととなったため、新たな指定管理者の公募を行いましたところ、社会福祉法人はなさきむらから応募がありました。

この団体について、宍粟市指定管理者選定審議会に候補者選定について諮問し、選定審査を実施したところ、同団体を優先交渉権者とする答申をいただき、関係書類等を審査した結果、同社を今期の指定管理者として指定することで、効果的・効率的な施設運営ができると判断しましたので、提案するものであります。

以上、概要を御説明申し上げますが、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。議案の付託が私の所属する委員会に付託されますので、概略を御説明いただいたらと思うんですけども、指定管理者について、当初、社会福祉法人であるから収益事業はできないからというふうなことで、県から

は認められないというふうなことで、はなさきむらが一度は断念された経緯があるというふうに、私たちは委員会で聞いておるんですけども、そのあたりのところは具体的にどういうふうな解釈のもとで、はなさきむら、社会福祉法人を指定管理者として認めることができるようになったのか、その点1点大前提の話ですので、お聞かせ願いたいと思います。

それと、社会福祉法人が収益事業が難しいというふうなところではいろいろな解釈があると思うんですけども、道の駅なんで、あくまで観光施設の一部でないといけないと思うんですね。そういう部分で指定管理者を決めるに当たって、事業計画であるとか、収支計画、また地元の雇用計画、今日たまたま偶然にも神戸新聞に出ておりましたけれども、そういう部分について、もし資料がきちっと、当然その指定管理者を応募するに当たってつくられておると思いますので、そういうものも委員会にはきちっと提出していただいて、審査ができるようにしていただきたいのと、先ほど言いましたように、観光施設になるのか、いわゆる福祉施設の部類に入るのかということで、相当意味合いがまた違ってくると思うので、そのあたりは市長としてこの道の駅の運営を社会福祉法人に任すということに対して、どういうふうな考えのもとにされたのか、そういう先ほど言いました法的な解釈とあわせて、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 道の駅「ちくさ」につきましては、産業部のほうで所管しておりますので、私のほうから御説明のほうをさせていただきます。

まず、1点目の社会福祉法人なので収益事業ができないということについての解釈につきましてでございますけども、8月下旬に指定管理者選定審議会を開催した後、その中でもいろいろと御意見いただきまして、道の駅の指定管理者業務を社会福祉法人が受けることが可能かについて、社会福祉法人を監督する県の担当部局のほうへ市として御協議をさせていただきました。

その中で、2点ほど御指摘がございまして、まず、社会福祉法人の審査基準というのがございまして、その中に、社会福祉法人が実施する事業というものは、社会福祉事業、公益事業、収益事業という三つがあるということがあります。それで、この収益事業というものにつきましては、通常で我々が思う収益事業ではなくて、その事業を行うことに対して対価を得るものということで、これはつまりこの場合は、道の駅のトイレ等の管理業務が当たるんだということを御指摘を受けたような次第でございます。

その中で、こういう指摘について、どのような解釈がされるのかということで、法人のほうにも確認する一方、また、県のほうへ、どのようにすればこの問題をクリアするのかということについて、いろいろと協議を重ねたところ、まず、1点としては、現在、この法人の定款の中に収益事業を実施するという項目が入っていない、これをまずつくらなければならないという点が1点でございます。また、もう1点につきましては、この収益事業と社会福祉事業、これの経理を明確に区分できるように経理の上でもしなければならぬということがございました。

これにつきまして、当然、指定管理に手を挙げていただいている法人の中で理事会を開催して、その理事会の中で承認をいただいて、定款変更また経理の明確化をするということの申し出を市のほうへしていただきましたので、今回、議案として上程させていただくと、そのようになったというような次第でございます。

それと、観光と福祉について、どのように考えているのかということでございますけれども、市のほうはあくまでも道の駅としての機能を当然担っていただく、それを担っていただきながら、なおかつ福祉というサイドでそれぞれ障がいを持たれた方の社会参加等にも活用できたらいいと、そのような考えで、まず市は第一義としては、道の駅の観光機能と情報発信機能を第一義として考えて運営をしていただきたいというふうに申し込んでおります。

議長（秋田裕三君） 続いて、質疑を行います。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私も道の駅の指定管理者の指定についてお伺いをしたいと思うんですが、道の駅の機能と指定管理業務の関係ということで、今、答弁がありましたので、それは省略したいというふうに思いますが、今回、あくまでも道の駅機能を持たせながら、福祉事業いわゆる作業所の運営ということになるんだろうと思いますが、そういうことをこの場で展開をされるということで、指定管理者として、そのことによってどういう効果、期待が考えられているのか、その1点お伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点は、指定管理料の構成がどのようになっているのかということをお伺いしたいというふうに思うんですが、これを福祉作業所というふうにされるということは、多分、総合支援法のほうからのサービス給付があるというふうに思うんです。国のほうからもそういう公金が入る。そして、また指定管理料として市のほうからも公金が支出されるということで、そのあたりが重複にならないのかどうか、そこをどういうふうに整理されているのか、ちょっと御説明をい

ただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 3点の御質問でございますので、まず、1点目の今回の指定管理により、どのような効果が考えられるのかということにつきましては、先ほどに若干御答弁申し上げたところでございますけども、当然、市としては観光施設として道の駅の機能、つまり24時間利用可能なトイレ、そして、また地域の情報発信であるとか、市の特産物の販売等、こういうことをやっていただくということになっております。この中に、当然、障がい者の方がされる作業所として利用するということになりますと、当然、その方々の社会参加も一層進むんでありますし、また、社会福祉事業に対する理解も進むというふうに考えておりまして、相乗効果が発揮できるんじゃないかなというふうに期待をしているようなところでございます。

それから、2点目の指定管理料の構成の考え方でございますけども、これにつきましては、従前同様にそれぞれの道の駅で24時間利用可能なトイレの管理につきましては、全ての道の駅に対して指定管理料という形で出させていただいております。その中で、当該の道の駅「ちくさ」につきましても、トイレ等の維持管理に要する経費につきましては、水道代、電気代、また浄化槽の管理代、清掃代等を積み上げた金額を指定管理料として支払うという形を考えております。

また、これによって作業所収入となります総合福祉法からの給付金とのさび分けにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、経理の明確化をして、市が指定管理料として支払う部分についてはトイレ等の管理ということで、収益事業の中で経理してください。それと、道の駅のレストラン、売店部分については、作業所として運営するということは、市のほうからは一切の経理はしないというように形で明確に区分できるようにしていただくということが条件になっておりますので、経理の明確化をすることで解決するものと考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ちょっと私の理解が十分できていないので、再質問をさせていただくんですが、この指定管理料の構成のところちょっと理解できていないんですけど、まず、道の駅の管理運営に関して全体の経費がかかりますよね。そのうちから実際、そこでの営業をされる収入なりから作業所として運営される収入というものが、収入として計上されて、全体の経費からその収入を引いた残りが指定管理料として支払われるという構成なんではないでしょうか。そうじゃなくて、特定のトイレとかを決めて、その維持管理、委託料みたいな形で支払われるという考え方なん

でしょうか。そこがちょっとわからないんですけども。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） ちょっと説明が十分ではなかったと思うんですけども、先ほど言いました後者のほうで、特定の施設を定めてそれに対しての管理料という形で、市としては指定管理料を支払うということで、それぞれ道の駅でレストランなり、それから売店の経営につきましては、これは企業努力として普通の道の駅についてもやっていただいております。これが今回は福祉作業所という形での展開というふうになりまして、市のほうとしましては、トイレ等の施設についての管理をしていただくということでの積み上げで指定管理料を支払うということです。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） じゃあ、最後にします。そうしますと、そのレストランとかいろんな物販の販売、それは収入は全て指定管理者のほうに入ると。そのそういう事業が障がい者の就労の場としてそこが活用される、そういう営みが国から障がい者の総合支援法の給付サービスとしてお金が入ってくると思うんですね。ですから、実際の利益として物の販売による収入と、それからその営みを通じて国からサービス料が入ると、そのさび分けはきちりできるんでしょうかという、ちょっと難しいんですけど、そこがちょっとわからないので伺っているんですが。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私どものほう、監督官庁のほうといろいろと収益事業のあり方とか全くそこら辺について理解が十分でなかったのも、いろいろと御相談したところ、例えば、市内にも作業所としてパン屋であるとか、福祉の店とか、そういうものもございます。そのときにも当然自分ところでつくられたもの、また委託を受けて販売をされたものを販売して収入を得て、それで足りない部分を給付金という形でいただいている運営ということで、この道の駅のレストラン部門等については、その形と何ら変わらないという解釈で、この部分は福祉作業所として使えるということを聞いておりますので、ただ、市のほうとしては、そこに対してはやはり自助努力の中で給付金とそこの施設等からの収益で運営していただくということで、今回、指定管理をお願いしようかなというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第112号議案は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第10 第113号議案

議長（秋田裕三君） 日程第10、第113号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第113号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、旧慣による公有財産の使用権を廃止する箇所は、千種町岩野辺の岩野辺自治会の縁故使用地内において、兵庫県により施行される通常砂防事業工事に係る砂防堰堤建設に伴い、兵庫県に売却する必要性が生じたため、廃止しようとするものであります。

この旧慣による公有財産を廃止しようとする場合は、地方自治法238条の6第1項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がありますので、提案するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第113号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第11 第114号議案

議長（秋田裕三君） 日程第11、第114号議案、市道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第114号議案、市道路線の認定及び変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、新規認定しようとする1路線、変更認定しようとする6路線につきまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、新規認定しようとする1路線は、土地区画整理区域の見直しにより、今後、市道として整備していくことを明確にするものであります。

また、変更認定しようとする6路線は、道路改良完成によるものが1路線、土地区画整理区域の見直しによるものが2路線、地元自治会からの要望によるものが2路線、県施工の砂防堰堤完成によるものが1路線となります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 13番、鈴木です。こういった市道というのは、地方交付税の算定に総延長距離というのが関係してくるといふふうに、ちょっと根拠を見い出せなかったんですけど、と思っはいるんですが、実際、地方交付税の単価というのはいろいろ変わったりしてくるんですけども、それと、総延長距離がどう推移しているのか。実際見ますと、今回だけではなくて、どんどん市道という認定で、市道は総延長が伸びているといふふうに認識はしているんですけども、実際に、ここ数年、こういった市道に関しての地方交付税がどのように推移しているか、お伺いします。

あとは、もう一方で、これ一部批判的な論調ではあるんですけども、農道等、そういったところだと費用対効果を出すときに、農業の振興であるとか、そういうことでベネフィットというか便益を乗せやすいということで、非常に作りやすい道路といふふうに、市道に比べると農道とかが作りやすいということで、その後つくったときには農道で、その後に車も通るからという理由で一般道にしていくということで、どんどん市道というのが延長が延びていくということはいたずらにあまり推奨できるものではないというのが、国の見解とかであるわけですけども、その点に関して、先ほどの質問とリンクはしているんですが、そういった市道以外、一般道以外の部分がどのように変遷しているのか、そのことも地方交付税の算定にかかわってくると思うんですけども、そのあたりの関係性についてお伺いします。

もし、口頭では難しいようであれば、口頭で御説明いただいた後に、委員会に対してそういった資料を御提供いただければと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 市道・農道の交付税の算入につきましての件なので、私のほうから御答弁させていただきます。

道路に係ります地方交付税の算定につきましては、先ほどおっしゃられましたように、普通交付税の道路橋梁費において算入されることとなります。この部分につきましては、基準日における台帳等、前年度の4月1日が基準日ということになります。に整備された部分で算入をされていきます。それにつきましては、延長と面積の部分である程度の補正係数等を掛けまして算入をされるということになっております。

それと、農道につきましては、普通交付税の農業行政費において、特定の経費について実態に応じて割増しされて、それを密度補正としまして、延長をもとに算入をされる、そういうようなことで計算式がございます。

したがって、農道を市道認定した場合には、農業行政費の部分、農道部分につきまして減額となり、道路橋梁費において増額となるということになります。この部分につきましては、やはり市道の管理のほうが単価的には現在高うございまして、概ね現在のところ193円、メートル当たりですけども193円と、面積に応じて算入されるということ。

それから、農道のほうにつきましては、農道台帳へ登録されている農道、1路線につきまして1メートル当たり概ね65円の算入というのが現在のところでございます。年度によって、この単価につきましても変動しますので、現在のところわかっているところはそれぐらいでございます。

議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） ここ数年でいいので、実際にその基準日、交付税の算定にかかわるところで、実際に宍粟市の市道が何キロ、メートル単位なので、何キロ何メートルになると思うんですけども、になっているのか。それと、また、農道がどういふふうに変遷していったのかという、その変遷を示していただきたいと思えます。

先ほどおっしゃったとおり、単純には比較できないんですけども、1メートル当たりでも193円と65円ということで、ここが国が単に地方議会の議決を得れば市道認定されてしまうというところで、交付税が膨らんでいくというか、というところで批判的というか、あまり推奨できないということで見解を示しているところだと思うので、実際には、わからないですけども、どこが市道で、どこが農道なのかというのは非常にわかりづらいんではあるんですが、実際、本当に一般車が通るから

市道だということでも市道認定していくと、当然、この単価というのは維持管理費の部分の補填みたいな形になると思うんで、財政的に地方交付税は見た目は膨らむ可能性はあるんですけども、よくよく長い目を見たときに、維持管理経費が非常に必要になってくるということで、そこでの採算がとれなくなってくる可能性が、そのあたりも含めて実際現状どうなっているか、どういう推移をしているかというのを、まず見せていただきたいなというふうに思いますが、それは可能でしょうか。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 道路の市道のことなんで、私のほうから答弁申し上げます。

市道の総延長、たしかおっしゃったように相当な延長にはなっております。ただし、市道台帳というものがございまして、その台帳に掲載されることで市道というふうになるんですが、その交付税のことはちょっと僕のほうではわかりませんので、ちょっと置いておいてですね、どれだけの改良が見込めるかみたいな部分は、当然うちのほうではデータとしてはありますが、実際、使用されていないという言い方はおかしいですけども、車が通れない道も実際は市道としてはカウントしている場合もございます。

ですから、総延長としては相当な延長がありますが、生活道路として使用されている部分といいますと、今の改良率ですとか、舗装率、そういうものであらわさせていただいた延長がほぼ生活道路の延長かなというふうには考えております。

そういうことで、以前からも数値として使用させていただいたデータがございしますので、またそのデータを委員会等でお示しさせていただけたらなというふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） これを聞くというのは、最後にしますが、聞くというのは、何というか、ほとんど本当に車が通っていないところも、今度舗装して市道にしてもらうんだという話が結構ちまたで聞かれてて、いやいや今の状況でも十分だし、車なんか全然通らないじゃないかというところがやっぱり住民感情としてあるので、そのあたりやっぱり明確にしていっていただかないと、どんどんこれいたずらに延びているような印象を住民の皆さん抱いていますので、そのあたり公正に判断されているんだということの根拠として、そういった資料を示していただきたいと思えます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第114号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第12 第115号議案～第124号議案

議長（秋田裕三君） 日程第12、第115号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第3号）についてから、第124号議案、平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の10議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第115号議案から第124号議案までの補正予算10議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度の実質的な最終補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう予算措置を講じるとともに、学校大規模改修など、国の補正予算に伴う追加を行うものであります。

また、平成28年度人事院勧告を踏まえた、給料表の改定及び特別職及び議会議員を含む期末・勤勉手当の引き上げなど、諸手当の改定に伴う人件費の補正を行う一方、平成28年度の事業費の確定による精査を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、第115号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれに10億427万2,000円を追加し、補正後の総額を256億5,835万4,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費では、地域創生の全体的なシティプロモーションを図る中で、子育て応援・定住促進について、まずは、本市の住環境や子育て環境の魅力を十分に伝えるため、平成29年4月開設に向けたホームページ構築の費用を追加しております。

また、旧教育集会所整備等補助金を追加するとともに、選挙費では、来年度当初に予定されている市長・市議会議員選挙関連の費用を計上するものであります。

民生費では、今後の支出見込みから障がい福祉サービスや医療費の整理を行ったほか、国の補正予算に伴う経済対策分の臨時福祉給付金を計上するとともに、年度途中の入所増等に伴う認可保育園保育所運営費の追加を行っております。

衛生費では、平成29年4月の子育て世代包括支援センターの開設のための準備費用を計上し、農業費では、耕作放棄地の対策として、取りかかりの事業ではありま

すが、作業費用や苗代、樹木栽培などへの支援を行います。

土木費では、県営急傾斜地崩壊対策事業の負担金や加美穴栗線の道路整備事業負担金の追加を行い、かわまちづくり事業については、国の進捗状況にあわせ、市も追随するための工事費の増額を行っております。また、最上山公園では、商工会からの寄附金とあわせ、市が取り組んでおりますもみじの植栽をさらに進めるほか、要望のありました公園内の一部区間において法面の補修を行います。

教育費の小学校費では、国の補正予算に伴います伊水小学校の屋体改築工事費、一宮南中学校区の新小学校の進入路等の用地購入費、中学校費では、これも国の補正予算により、山崎西中学校と山崎南中学校の屋体、技術科棟の改修に着手するものであります。

次に、これらの財源となります歳入は、地域おこし協力隊事業の減額や文化財調査の増額等を精査し、特別交付税の増額を見込んだほか、国県支出金においては、臨時福祉給付金や学校整備関連ほか、事業量の増減に伴う整理を行い、施設整備には市債を活用しております。

なお、旧教育集会所整備補助や臨時福祉給付金事業、国事業に追随するかわまちづくり事業、国の補正予算関連の小中学校の施設整備などにつきましては、年度内に実施期間が確保できない見込みであるため、繰越明許費を計上しております。

さらに、火葬場管理運営及び霊柩自動車運行業務委託、文化会館改修工事につきまして、債務負担行為の設定を行っております。

次に、第116号議案、平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、人件費を補正し、職員給与費等の繰り入れを行うものであります。

歳入歳出にそれぞれ32万円を追加し、補正後の総額を55億8,271万9,000円としております。

次に、第117号議案、平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で嘱託医の委託経費を計上するとともに、医師、職員の人件費の整理を行い、財源として、一般会計からの繰り入れを行うものであります。

歳入歳出にそれぞれ345万4,000円を追加し、補正後の総額を2億8,413万円としております。

第118号議案、平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で人件費の補正を行い、財源として、一般会計からの繰り入れを行

うものであります。

歳入歳出にそれぞれ8万2,000円を追加し、補正後の総額を949万7,000円としております。

次に、第119号議案、平成28年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で人件費を補正するとともに、今後の支出見込みに基づいて、それぞれの給付費の増減を行い、財源として、国県支出金や一般会計からの繰り入れを整理するものであります。

歳入歳出にそれぞれ102万7,000円を追加し、補正後の総額を47億1,327万4,000円としております。

次に、第120号議案、平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で人件費の補正を行い、財源として、一般会計からの繰り入れを行うものであります。

歳入歳出にそれぞれ22万円を追加し、補正後の総額を3,330万9,000円としております。

第121号議案、平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の補正を行うほか、管路施設調査業務や千種中央浄化センター監視制御設備の改修などについて、事業費の確定により減額し、国庫補助金や市債の減額、一般会計繰入金の整理を行うものであります。

歳入歳出から、それぞれ2,203万9,000円を減額し、補正後の総額を18億9,756万3,000円としております。

次に、第122号議案、平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の補正を行うほか、排水計画の概要書作成委託を事業費の確定により減額し、県補助金や市債の減額、一般会計繰入金の整理を行うものであります。

歳入歳出から、それぞれ54万7,000円を減額し、補正後の総額を7億9,065万円としております。

次に、第123号議案、平成28年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の補正として、93万9,000円を追加し、補正後の支出予算の総額を31億3,782万8,000円とするものであります。

なお、あわせて、次期、水道施設浄水場等運転管理業務の債務負担行為を設定しております。

次に、第124号議案、平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1

号)につきましては、人件費の補正とともに、家畜共済勘定において、牛の月齢別評価基準の上昇や事故件数の見込みなどから共済金を増額し、これに伴う保険金などの財源をあわせて整理するものであります。

収入支出に、それぞれ330万2,000円を追加し、補正後の総額を8,741万3,000円とするものであります。

以上、補正予算10議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げました。冒頭に申し上げましたとおり、今回の補正予算は、平成28年度の諸施策や国の補正関連の事業が、効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれ補正措置を講じるものでありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。今回の一般会計補正予算は、総額で250億円余りのところに約10億円もの補正予算が計上されているということで、ある意味、当初予算の意味合いって何なのかなというふうな思いもあるんですけども、先ほど市長の提案がありましたように、国の補正予算に基づいて実施されることであるということでもありますし、事業内容も屋内運動場の改築とか西中や南中の大規模改修というふうなことなので、できるだけ早く取り組んだほうがいい事業には違いないんですけども、恐らく教育委員会のほうでは、年次計画を立てて今度こういうもし補正がなかったとすれば、新年度予算にはこの事業には取り組みたいというふうな思いがあったのではないかなと思うんですけども、そういう意味において、今回計上されている事業、特に学校関連の事業は前倒しされてもいいと思うんですけども、前倒しでされるに当たっては、それなりの理由があったと思いますので、その点、まずお聞かせ願えたらというふうに思います。

それと、国保診療所の関係が補正予算で上がっておって、医師の報酬も上がっておるんですけども、直接は関係ないとは思いますが、やはり波賀町の方は今後の医師の確保ということについては、大変心配されております。それで休診ということが一番怖いわけですよ。民間の医療機関、診療所は1カ所ありますけれども、やはり長年国保診療所というのは定着しておりますし、やっぱりそこが休診ということになると多くの方が不自由を感じられることになります。毎日になれば

いいわけではありますけれども、やっぱり最低限週2日ぐらいは、最悪の場合、総合病院から内科医が派遣されるとかというふうな、そういう見通しがあるのかどうか、その点をお聞かせ願えたらと思います。

それと、介護保険事業特別会計の中で、給付費の増減がいろいろと出ておりますけれども、この増減について、それぞれ理由があるものと思いますけれども、簡単に説明していただければと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私のほうからは、2点目の波賀診療所の医師確保について見通しということではありますが、現状はなかなか厳しい状況ではありますが、総合病院あるいは県のほう、あるいは県の医師会を通じて鋭意努力をしているところであります。現状ではまだ今のところちょっと不透明な部分ではありますが、今後最大限努めていきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 学校の整備の関係で、前倒しになったことで事業計画と相違がないかということやと思います。

実施計画には来年度実施するということで挙げておりまして、新年度に計上しようということにしておりましたが、国の補正予算がついたということで、今回上げております。その中で、実施としては繰り越ししまして、来年度以降の工事ということになりますので、実施計画と違うということはありません。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 私のほうからは、介護保険関係の答弁をさせていただきます。

施設介護サービス費の減額につきましては、当初想定しておりました特別養護老人ホームへの入所者の数が少ない人数にとどまったことが原因であります。特に平成27年度新たに設置されました施設入所者につきましては、宍粟市民の入所割合が想定を下回ったことが原因となっております。

一方、居宅におきます福祉用具の購入費ですとか、住宅改修費、低所得の施設入所者の利用軽減のための特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費においては、利用者が増加したことにより予算の増額をお願いしているものであります。これらにつきましては、制度改正によるものではございません。通常の増減の範囲内となっております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。先ほど部長のほうから施設介護サービス費については、今入所者の減という説明のように聞いたんですけども、この前も何かの機会に言われておりましたけども、入所待機者というのが実際に30何名おられるというふうなことがこの前出ておりましたけども、そういう方がおられるのに、入所者が減って、予算上こういうふうに減額しなければならないというのは、どういうふうに解釈したらいいんですか。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 入所される方もそれぞれ理由がございまして、例えば自分の家に近いところ、波賀だったら波賀の施設というような方もおられますし、いろいろな一人一人その理由を伺ってはおりませんけれども、新しい施設ができましたら待機者が全員そこへ入っていただいたら解消するというようなことも考えられるんですけども、そういった事情によりまして、入所されない方がありましたので、こういった状況になっております。

議長（秋田裕三君） 質疑、続けて、6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私は、一般会計の補正予算のみについて質問させていただきたいと思います。

中でも中学校の校舎等の改築工事についての質問でございますが、先ほどもありましたように、私も当初予算にかかわった人間として、この10億円の補正、さらにそのうち7億円が起債充当ということになっておりますので、本当に当初予算の段階でしっかりやっぱり提案してもらわなければいけないし、当初予算の意味合いというのが非常に薄れてきているなというふうなことで憤りを感じております。

当初予算の段階でも、この実施設計業務のみ計上したいというのが説明であったわけですが、国の補正予算による前倒しということで提案のようでございますが、やっぱり財源として合併特例債とかを多く使うわけですが、これは市全体に対象になるわけですね。過疎地域は過疎債でいいんやという話ではないというように思うわけです。やっぱり、市内の学校の改修等については、やっぱり優先順位でありますとか、そういうのを明確にして、やっぱり市民に理解を得た上でこういうものを行っていくというのが本来の筋じゃないかなというふうに考えておりますので、その辺の考え方についてちょっと伺い、今回なぜこの二つに急遽前倒し事業として行われるのかというあたりを聞いていきたいというように思います。

それと、どういう工事を行うかということも、これも市が定めております公共施

設の管理計画、たくさんの公共施設、既存ストックも今後老朽化が一斉に来る時期がありますから、やっぱり財源が乏しい中で、いかに長寿命化を図っていくとか、節約をしていくかというか、そういうことが問われるというふうに思うんですが、今回、財源として国庫補助金、学校施設環境改善交付金というのが充当されております。この中には、要綱にいろんな事業があると、区分があると思うんですが、このどの事業を実施しようとしているのか、その辺をお伺いをしたいというふうに思います。

以上、2点お願いいたします。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうから当初予算との関係のことも御説明したいと思います。

先ほども説明しましたように、平成28年度当初においては、設計監理業務委託の債務負担行為しか置いておりませんでした。国の追加補正によりまして、今回、前倒しの計上をしたということになっております。

その内容としましては、山崎西中学校におきましては、第1期工事として屋内運動場、山崎南中学校においては、屋内運動場と技術科棟を改修します。また、校舎のエレベーターの設置工事も今回補正計上しております。両校におきましては、建設後26年から32年を経過しておる建物で、内装や外装、設備等が老朽化していることから、全面的な改修を施す予定で、この際、建物内のトイレの乾式化も行う予定であります。まず、老朽化ということが優先順位の一つということで、今回上げております。

また、交付金のどの項目かということでもあります。

学校施設環境改善交付金要綱の別表1、第6項大規模改造（老朽）及び第7項の大規模改造（質的整備）に基づいて事業採択を受けております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） まず、最初の優先順位的なところの説明がなかったというふうに思うんですけれども、市内全体の小中学校の老朽度合いとか、それから、一方では、再三指摘されておりますけど、幼稚園なんていうのは、園舎なんかもっと老朽していますよね、保育所なんかにしても。そういうところはこの幼保一元化がたくなに進められるから、こういう耐震化であるとか、改修工事が一切手をつけられない、こういうところについて老朽化しているということで、どんどん進められ

ているというね、そこの本当のこれだけのお金を使って市民の合意を得ていこうとすれば、しっかり説明していく必要があると思うんですよ。ですから、本当になぜ今回これが急ぐのかということについては、委員会にしっかり資料を提出していただいて、説明をお願いしたいというふうに思うんですね。

それが一つと、それから、今、国庫補助の関係で、大規模改造（老朽）というのを適用したいというお話がありましたが、実は、文科省も改築ですとか大規模改修で、相当その自治体の財政負担が重くなっているということから、この平成25年に長寿命化改良事業というのを新設をしていますよね。新設していますね。私ちょっとホームページで見たんです。これを見ますと、何が違うかというのは、リノベーションとして同じ老朽でも、どの段階で手をつけて早く経費を節減しながら長もちさせるかというところで、新しく事業が出てきていると思います。それで、大規模改造の老朽のところと長寿命化改良事業で違うところは、実質的な地方負担が長寿命化改良事業のほうが40%ぐらい少ないというふうに、これホームページなんですよ、私が言っているんじゃないしに、文科省が出しているんです。有利ですよと、地方にとっては。だから、こういう事業についても検討しなさいということだろうと思うんですが、この辺が検討された上で、この老朽のほうを選ばれたのか、その辺ちょっともう一度教えてください。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 確かにこの交付金の要綱の中に長寿命化の項目もあります。この要綱の中を見ますと、算定割合は3分の1で同じということも書いてあります。また、長寿命化改良事業は、構造体の劣化対策等も行うということから、これらの費用が大規模改造事業よりもかさむということから、若干の補助単価の上乗せがあるということを知っています。

また、長寿命化改良事業の対象となりますのは、40年以上経過した建物であるということから、今計画しております山崎西中、南中の建物については、まだ26年から32年ということでもありますので、それには該当しないということで、この補助項目としては上げておりません。

以上です。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） これは、また委員会でその辺の比較検討を十分出してもらいたいと思うんですが、確かに長寿命化40年以上と思うんですがね、じゃあ、なぜその20何年で大規模改修に入るのかというのが、逆に疑問に思うわけです。40年でも

こういう事業があって、有利に進められるということは、相当危険性があるというふうに判断して着手されたのかというふうに思うわけですが、その辺のことが全く伝わってこないわけですね。なぜこの事業を選ばれて、この時期に補正なのか、これだけの費用をかけて改修するのかというところについては、もう少しいろんな比較検討の上でこうなんだという説明を、また委員会のほうでしっかりお願いしたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 委員会におきまして優先順位、またこの事業採択における考え方ということをもとめまして、報告させていただきたいと思いません。

議長（秋田裕三君） よろしいか。

続けて、質疑、13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 13番、鈴木です。今、大畑議員が御質問の中と大分ダブるので、かぶらないところだけを聞きたいとは思いますが、かぶっているかどうかはそちらで判断してください。すみません。

実際には、今回、歳入のうち市債が当初の24億3,148万5,000円に対して、今回の補正で7億830万円増額して、結局31億3,978万5,000円というふうに、いわゆる合併特例債ですね、ほとんどが増額になっているわけなんですけど、ただ、これ年度内執行ができない、先ほどのいろいろの説明の中であつたんですけども、どうしてもまたいで次年度に繰り越すというふうになってきています。実際には、それできる根拠、国が補正を組んだからということは根拠にはならないと思いますので、実際にそれを受けて市の財政の中で繰り越しをできる根拠を明示していただきたいと思いません。

特に、合併特例事業債の河川公園整備事業の1億8,140万円、あと小学校整備事業1億40万円、中学校整備事業3億4,910万円の増額、この根拠も教えてください。これ当初予算では、いろいろ計画の中で質疑、答弁出ましたけども、どういう状況だったけれども、これこれこういう理由で増額になったということ、根拠を教えてください。

あと、先ほども出ましたが、実際には、事前評価、学校施設の整備について、公立の幼稚園、保育所、あと全小中学校の校舎、特別教室、屋内運動場の施設別の事前評価、工事の優先順位はどのようになっているのか。単に老朽化だとかというこ

とを言われても、実際に何年に建てられて、いつ工事が入って、そこからまた寿命が延びてこうなっているというところの中で、今回ここだという、先ほどの鷹巣診療所と同じです。全体像の中の位置づけを明示していただかないと判断ができませんので、そのあたり事前評価を全て出してください。それが可能かどうかも含めて質問します。お願いします。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうから、市債の繰り越しにつきましての件を御答弁させていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほど説明があったように、国の補正予算等に係るものも含まれておりまして、これらにつきまして国の補助採択の都合によって、市として予算計上をさせていただくものでございます。実質は繰り越して実施していくということになります。

根拠としましては、地方自治法で規定しております繰越明許費の繰り越しということで、繰り越させていただくということでございます。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 失礼します。私のほうから河川公園整備事業の関係につきまして、答弁させていただきます。

河川公園整備事業、いわゆるかわまちづくり事業でございますが、この事業は国土交通省が行います河川改修事業にあわせて潤いのある水辺空間の創設をする事業でありまして、年度当初は国のほうの見通しがまだ立っていない状況でありましたので、市としましても予算化ができない状況でありました。

今回、国の大型補正等もありまして、国土交通省が本年度に全区域の発注を行うと、また来年度には完成を正式に発表されました。それを受けまして、かわまち事業というのは、当然その河川改修にかぶせたような事業でございますので、同時進行が必須でございます。それにあわせて追従をするということで施工させていただいて、かわまち事業の早期完了というものが図れるということから、補正で合併特例債を利用した形で、今回補正で対応させていただきたいということで、提案させていただいております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 小学校整備事業、また中学校整備事業の増額と当初予算の関係であります。小学校整備事業につきましては、これは伊水小学

校の屋体の関係であります。これは設計監理としては既に債務負担で設計は進んでおりまして、工事につきましては今年度、来年度とかけてする予定にしております。その分のこれも前倒しで国庫補助がついたということで上げております。

また、中学校整備事業につきましては、先ほども言いましたように、山崎西中、南中の関係であります。これは当初予算では、今年度設計監理業務のみでしたが、財源確保という意味から国の補助も今回受けまして、事業費を計上しております。実施としては来年度以降の工事ということにはなりません。

また、公共施設の事前評価についての御質問であります。現在のところ、宍粟市において、また教育委員会においても事前評価制度は持っておりません。ただ、宍粟市では、それにかわるものとしまして、公共工事工法等調整会議、また工法会議を設置しておりまして、その中で上位計画や法的規制、また他事業との関係等をいろいろとそこで検討してすべきかどうかというところから、審議をしておるところであります。

また、学校施設におきまして、それと何もなく進めるのかといいますと、大畑議員の質問ではありませんけれども、優先順位としては持ってあります。未耐震施設の耐震化ということで、これは伊水小学校の体育館で100%となる予定となっております。

また、学校規模の適正化によりまして、統合後の学校の整備ということもその次としております。

また、3番目としては、老朽化した学校施設の改修ということで、今回上げておるような大規模改造を優先的に3番目としております。ということで、事前評価制度ということでは持っておりませんが、内部的に審査をしながら進めております。議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 続けます。市債の関係は、結局、今年度の償還見込みとの関連が出てくると思うんで、そのあたりも含めて資料提供をしていただきたいと思います。当初予算のところで見ると、これだけ乗っけてしまうと、償還を上回る起債になってくる可能性があるんで、そのあたり本当に妥当な財政運営ができていのかどうかの根拠を示していただきたいと思います。

あとは、公園の関係なんですけど、当初予算にある河川公園整備事業というのは、別のところというふうに考えればいいんでしょうかね。それとも、それも含めて前倒しというか、国の工事の進捗にあわせてということなのかということも、ちょっと伺いたいと思います。

あと、学校の施設の評価に関してなんですけど、事前評価をしていないということで、老朽化云々いろいろあるとは思いますが、是非ここは実際に合併特例債を使うべきものなのかどうかということも含めて、しっかりと開示していただかないと、合併前の行政がしておくべきものが合併後に持ち越されているような状況で、合併特例債を使われたんでは、とんでもない話なので、そのあたりも含めて、実際にどこの時点で建てられ、どういう工事をしてということ全部一覽にして出してください。それがないと、ここが老朽化している内部の優先順位だと言われても、そこに全く根拠が見い出せませんので、それは早急に整備してください。

あと、先ほどの国の交付金が決まったというふうにあるんですけども、先ほどの大畑議員の質疑でもあったとおり、交付金に関して言うと、小学校でいけば1,000万円ですね、中学校に関しては5,000万円ということになっています。

で、合併特例債がそれに伴っていたとしたら、小学校整備事業はその10倍ですか、1億円で、中学校整備のほうは3億4,900万円ということで、本当に何かお買い得感だけでやってしまっているんじゃないかということが懸念されるので、先ほど言った事前評価で妥当性をしっかりと示していただかないと、この支出が適切かどうかの判断ができませんので、そのあたりも含めて資料提供できるかどうかをお願いします。

議長（秋田裕三君） ただいま12時を過ぎておりますが、このまましばらく会議を続けます。

当局、答弁。

鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 河川公園の当初の予定といいますのは、今、既に河川改修がもう完了した区域のみの中で、かわまちのできる範囲の部分を予算化させていただきましたので、今回、それ以外の部分、これから上流部分について追隨する分でございます。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 学校施設につきましては、建設年度、また改修等の経緯は委員会において説明し、整備する考え方をまとめていきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） この起債につきましては、繰り越しはさせていただきます。今年度に発行するというものではございません。来年度に発行になってく

ると考えております。ですから、起債の残高の部分については、今年度は変更はないとは考えておりますが、資料についてはできる部分について提示させていただきます。

議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） もう結局、当初予算でいくら審議しても、国の動きとかでこういうふうな状況が起こるのであれば、それに伴って市の財政運営をどういうふうにしていくかということの計画も変更しなければいけないと思うんで、そのあたりも含めて全体像、どのように今後合併特例債を使っていくのかということも含めて、全体的にどういう財政運営をしていくのかということを示していただきたいと思えます。

これから地方交付税が減る減ると言われていて、一本算定をもう間近に控えているのにもかかわらず、ここ何年間か歳出がどんどん増えていっているという状況がどうしても理解できないので、そのあたり大丈夫なんだと、こういう財政運営を考えているんだということで、市民の皆さん含めて安心させていただきたいと思えますので、その資料の提供もお願いします。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 可能な部分につきまして、資料を提供させていただくように努めたいと思えます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第115号議案から第124号議案までの10議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月9日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時05分 散会）